

(三)

一般相談支援事業者記載欄		
提供する地域 相談支援の種 類	事業者及びその 事業所の名称	契約日 サービス提供終了日
		契約日 年 月 日 サービス提供終了日 年 月 日
		契約日 年 月 日 サービス提供終了日 年 月 日
予備欄		

(四)

注意事項欄
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。</p> <p>3 給付決定期間を経過したときは、地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、市にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。</p> <p>4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。</p> <p>5 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に市にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、市に届け出てください。</p> <p>6 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市に返してください。</p> <p>7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市に返してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。</p>